

## 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金の申請に関し、必要な事項を定める。

### (申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和8年2月27日とする。

### (補助事業の完了)

第3条 要綱第11条第2項に掲げる補助事業の完了期日は、令和8年3月31日とする。

### (状況報告期限)

第4条 要綱第12条第1項に掲げる状況報告の期日は、令和8年3月31日とする。

### (報告期限)

第5条 要綱第13条第1項に掲げる実績報告書の提出期日は、補助事業完了の日から2か月以内又は令和8年4月15日のいずれか早い日までとする。

### (事業期間)

第6条 要綱別表1第2項クのただし書きに定める事業については、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

- (1) 発電出力が100kW以上であること。
- (2) 令和7年度中に事業着手し、令和8年度中に事業完了すること。
- (3) 交付申請前に、全事業期間の事業費、各年度に実施する工事を明確に区分した工程表及び各年度の発生する経費がわかる書類を提出の上、県に事前相談をすること。

2 前項の事業については、補助額やその他条件を次のとおりとする。

- (1) 補助額は、補助事業に係る完了部分の割合に応じて算出すること。ただし、当該年度に支払完了した額を当該年度の補助額の上限とする。
- (2) 各年度に補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- (3) 令和8年度に、事業を取りやめた場合は、既に交付した補助金（令和7年度の補助金も含む）を返還すること。
- (4) 令和8年度に、当初の事業計画から変更し補助額に影響がでる場合は、既に交付した補助金（令和7年度の補助金も含む）を全部又は一部を返還すること。

### (交付申請に係る提出書類)

第7条 要領第6条に定める事業については、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式別紙1-2）
- (3) 補助対象経費内訳書（第1号様式別紙1-3）

- (4) 契約を既に締結している場合は、契約書の写し又はこれに代わるもの
- (5) 経費の内訳書類
- (6) 各年度に実施する工事を明確に区分した工程表
- (7) 仕様書
- (8) 設置図（機器配置図、システム系統図及び導入する設備から得たエネルギーを消費する施設の単線結線図）
- (9) 想定自家消費率計算書（第 1 号様式別紙 2）
- (10) 年間の想定発電量及び想定自家消費量を算出したものに加えて、当該様式に記載した各月の電気料金票又はデマンドデータ
- (11) 役員等氏名一覧表（第 1 号様式別紙 3）（本様式及び本様式に附属する添付資料については、リース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出すること。）
- (12) 補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書の写し（発行日から 3 か月以内のもの）又はこれに代わるもの、個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近 1 年分の写し
- (13) 補助額が 3,000 万円を超え、かつ前号の証明書等で中小企業等であることが確認できない場合は、中小企業等であることが確認できる書類
- (14) リース等により実施する場合は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金共同申請同意書（第 1 号様式別紙 4）及び契約を既に締結している場合はリース等に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (15) 補助事業者又はリース等使用者と設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金に係る設置施設に関する同意書（第 1 号様式別紙 5）及び登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（当該施設を新築する場合にあっては、建築確認済証の写し）
- (16) 導入する自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類がバイオマス発電の場合は、バイオマス依存率が分かる計算書
- (17) その他知事が必要と認めるもの

（実績報告に係る提出書類）

第 8 条 要領第 6 条に定める事業については、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金実績報告書（第 11 号様式）
- (2) 事業報告書（第 11 号様式別紙 1－2）
- (3) 補助対象経費内訳書（第 11 号様式別紙 1－3）
- (4) 当該年度に実施した工事を明確に区分した工程表
- (5) 仕様等を、交付決定額にその 20 パーセントを超える影響がない範囲で変更した場合（ただし、要綱第 9 条に定める変更の申請時に変更した内容は除く。）は、神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金仕様変更報告書（第 11 号様式別紙 2）及び変更に係る書類
- (6) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。）

- (7) 申請時に契約書等を提出していない場合は、契約書の写し又はこれに代わるもの
- (8) 国等の補助金等の交付を受けた場合は、交付額が分かる書類
- (9) 納品及び工事完了を証する書類
- (10) 支出を証する書類
- (11) 完成写真
- (12) 型式及び製造番号が明記された出荷証明書の写し等
- (13) リース等により実施し、申請時にリース等の契約書を提出していない場合は、リース等の契約書の写し
- (14) 需要地から離れた場所に設備を設置し、発電したエネルギーを託送する場合は、託送供給に関する契約書の写し又は電力会社との協議内容が分かる書類等
- (15) 補助事業者自身、100 パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、利益等の排除に関する書類
- (16) その他知事が必要と認めるもの

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 18 日から施行する。